

## 静岡市新商品等開発事業補助金交付要綱

静岡市新商品等開発事業補助金交付要綱（平成15年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 静岡市は、地域産業の振興及び発展を図るため、新商品等開発事業を行うものに対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「新商品等開発事業」とは、次に掲げる事業をいう。ただし、商品のデザイン（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第1項の意匠を含む。）のみを新たにする事業を除く。

- （1）新しい素材、技術等（異種材料及び異分野技術を活用するものを含む。）を利用して、従来品より優れた商品を開発する事業
- （2）既存の技術、技法等を活かし、従来にない商品又は従来品より著しく優れた商品を開発する事業
- （3）前2号に掲げるもののほか、自社の従来品の改良を行う事業で、機能の向上に資すると市長が認めるもの

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となるもの（第7条において「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するもので、市長が必要があると認めるものとする。

- （1）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）であって市内に主たる事業所（本社又は開発機能を有する工場に限る。以下この条において同じ。）を保有するもの又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合であって市内に主たる事業所を有するものうち、統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類の大分類Eに掲げる製造業に区分されるもの。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するものを除く。
  - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が所有しているもの
  - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有しているもの

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めるもの  
(2) 構成員の3分の2以上が前号に規定する者である団体

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、新商品等開発事業で、市長が必要があると認めるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費のうち、原材料費、研究用機器導入費、外注委託加工費、委託試験費及びアドバイザー経費とし、消費税及び地方消費税を除いた額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表に定めるところにより算出された額とする。

(補助回数)

第7条 補助事業に係る一の補助対象者からの申請に対する補助金の交付は、連続する年度につき1回限りとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとするもの(以下「申請者」という。)は、新商品等開発事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者概要調書(様式第2号)
- (2) 事業計画書(様式第3号)
- (3) 収支予算書(様式第4号)
- (4) 定款、規則、会則その他申請者の概要が確認できる書類
- (5) 構成員名簿(申請者が団体の場合に限る。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、第2条第1号及び第2号前段に規定する事業については、法令、予算等に照らして、その内容を審査し、必要があると認めるときは、申請者に追加資料の提出を求め、又は現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、新商品等開発事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、第2条第1号及び第2号の事業に係る申請があった場合は、前項の規定による審

査に先立ち、学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

(交付の条件)

第10条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (2) 規則及びこの要綱を遵守すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第11条 第9条第1項及び第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ新商品等開発事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書(様式第3号)
- (2) 変更収支予算書(様式第4号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(変更、中止又は廃止の承認)

第12条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、新商品等開発事業変更(中止・廃止)承認通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。)又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに新商品等開発事業実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第9号)
- (2) 収支決算書(様式第4号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、新商品等開発事業補助金交付確定通知書(様式第10号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(請求)

第15条 前条の規定による通知を受けたものは、当該通知を受けた日から起算して20日以内に請求書を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	補助金の額	限度額
第2条第1号及び第2号に掲げる事業	補助対象経費（当該補助事業について国、他の地方公共団体等から補助金の交付を受けるときは、その交付を受ける金額に相当する額は、補助対象経費としない。以下同じ。）の2分の1（第2次静岡市産業振興プラン（平成27年3月策定）に掲げる戦略産業に係る補助事業にあつては3分の2）に相当する額の範囲内において市長が定める額	100万円
第2条第3号に掲げる事業	補助対象経費の3分の2に相当する額の範囲内において市長が定める額	30万円

様式第1号（第8条関係）

新商品等開発事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所  $\left[ \begin{array}{l} \text{法人又は団体にあつては、} \\ \text{その主たる事務所の所在地} \end{array} \right]$

申請者 氏名  $\left[ \begin{array}{l} \text{法人又は団体にあつては、} \\ \text{その名称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$  ⑩

電話

静岡市新商品等開発事業補助金交付要綱第8条の規定により補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 交付申請額

3 事業の概要（新商品等の以下の事項について記入してください。）

- (1) 開発の動機
- (2) 新規性
- (3) 市場性
- (4) 社会性
- (5) 第2次静岡市産業振興プランに掲げる戦略産業の該当分野

4 添付書類

- (1) 申請者概要調書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）

(4) 定款、規則、会則その他事業の概要が確認できる書類

(5) 構成員名簿（申請者が団体の場合に限る。）

様式第2号（第8条関係）

申請者概要調書

創業年月日	年 月	資本金	千円
従業員数	人（男 人 女 人）		
事業実施 場 所	(主) 〒 - 連絡先		
	(従) 〒 - 連絡先		
事業の内容 ( 年 月 ～年 月)	主な事業	主たる生産品目	年間生産額
	1		円
	2		円
	3		円
経常利益 (過去3期 分)	第 期 ( 年 月 ～ 年 月)		円
	第 期 ( 年 月 ～ 年 月)		円
	第 期 ( 年 月 ～ 年 月)		円
主要設備	機械設備・装置	数	用途
特許・実用新案の状況（今回の申請テーマに関連するものに限る。）			
名称		特許権 の有無	発明者名又は考案者名
その他特記事項（ISO9000、ISO14000シリーズ認定取得状況等）			



様式第3号（第8条、第11条関係）

事業計画書（変更事業計画書）

- 1 研究開発の目的
- 2 研究開発の具体的な内容（方法）
- 3 研究開発の体制
- 4 申請時における進捗状況及び問題点
- 5 研究開発スケジュール

研究開発項目 （何をするのか）	期間 （いつ）	概要 （どのように行うのか）

- 6 目標とする研究開発成果
- 7 研究開発成果の商品化及び売上の見通し
- 8 完成イメージ概略図  
必要な場合は、参考資料を添付してください。

様式第4号（第8条、第11条、第13条関係）

収支予算書（変更収支予算書・収支決算書）

1 収入の部

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
市補助金			
自己資金			
借入金			
その他			
合 計			

2 支出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
補 助 対 象 経 費	原材料費		
	研究用機器導入費		
	外注委託加工費		
	委託試験費		
	アドバイザー経費		
	小 計		
補 助 対 象 外 経 費			
	小 計		
合 計			

(2) 科目別支出予算内訳

ア 原材料費

品名	仕様	数量	単価 (円)	金額 (円)	備考
計					

イ 研究用機器導入費

品名	仕様	数量	金額 (円)	使用目的
計				

ウ 外注委託加工費

項目	仕様	金額 (円)	外注先	加工内容
計				

エ 委託試験費

項目	仕様	金額 (円)	委託先	委託内容
計				

オ アドバイザー経費

項目	仕様	金額 (円)	委託先	委託内容
計				

カ その他経費

品名	仕様	数量	単価 (円)	金額 (円)	備考
計					

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

新商品等開発事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市新商品等開発事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1)次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
  - ア 補助事業の目的及び内容
  - イ 補助事業の事業計画及び収入支出の予算
  - ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
- (5) 静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）及び静岡市新商品等開発事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第6号（第11条関係）

新商品等開発事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所  $\left[ \begin{array}{l} \text{法人又は団体にあつては、} \\ \text{その主たる事務所の所在地} \end{array} \right]$

申請者 氏名  $\left[ \begin{array}{l} \text{法人に又は団体にあつては、} \\ \text{その名称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$

電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業の変更（中止・廃止）について、承認を受けたいので、静岡市新商品等開発事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止・廃止）の内容

2 変更（中止・廃止）の理由

様式第7号（第12条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

新商品等開発事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）については、静岡市新商品等開発事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり承認したので、通知します。

承認の内容

様式第8号（第13条関係）

新商品等開発事業実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所  $\left[ \begin{array}{l} \text{法人又は団体にあつては、} \\ \text{その主たる事務所の所在地} \end{array} \right]$

報告者 氏名  $\left[ \begin{array}{l} \text{法人又は団体にあつては、} \\ \text{その名称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$

電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、静岡市新商品等開発事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業報告書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第4号）



様式第9号 (第13条関係)

事業報告書

1 事業名

2 目的

3 期間

4 具体的内容

5 その他

様式第10号（第14条関係）

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

新商品等開発事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付については、静岡市  
新商品等開発事業補助金交付要綱第14条の規定により次のとおり確定したので、通知し  
ます。

- |         |   |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |